

(案)

宮城運輸支局他で使用する電気の需給契約書

支出負担行為担当官 東北運輸局長 川崎 博（以下「発注者」という。）と、〇〇〇 株式会社 代表取締役 □□ □□（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙仕様書に記載する宮城運輸支局他 9ヶ所で使用する電気の需給に関し、次の条項により需給契約を締結する。

契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 住所 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1 番地
氏名 支出負担行為担当官
東北運輸局長 川崎 博

(受注者) 住所 △△県△△市△△町△-△-△
氏名 〇〇〇〇 株式会社
代表取締役 □□ □□

(信義誠実の原則)

第1条 発注者と受注者は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 受注者は、別紙仕様書に基づき、宮城運輸支局他で使用する電力を需要に応じて供給し、
発注者は、受注者にその対価を支払うものとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(契約金額)

第4条 契約金額は次のとおりとする。

なお、各金額には消費税額及び地方消費税額を含む。

契約金額 (単価)

常時電力基本料金単価 円/kW月

従量料金単価 (夏季) 円/kWh

従量料金単価 (その他季) 円/kWh

2 この消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する額である。

3 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と協議のうえ、価格を改定することができる。

(契約保証金)

第5条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、発注者の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、受注者は承継させてはならない。

ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(使用電力量の増減)

第7条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第8条 各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、その月の最大需要電力と前11ヵ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11ヵ月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき。

(2) 契約受電設備を減少する場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかとなるとき。

2 最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を発注者受注者協議によりすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第1項によって定めることとする。

(計量及び検査)

第9条 計量日は、原則として各月の1日0:00(以下「計量日」という。)とし、受注者は、計量日に計量器によって記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けるものとする。

(料金の算定期間)

第10条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の請求及び支払い)

第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、契約電力(常時電力)に第4条に定める契約金額(常時電力基本料金単価)を乗じて得た金額(ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増して得た額とする。)(以下「基本料金」という。)と、当該月における使用電力量に第4条に定める契約金額(従量料金単価)を乗じて得た金額を加算した金額(ただし、燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加えた額又は差引した額とする。)に契約電力(常時電力)に第4条に定める契約金額(常時電力基本料金割引単価)を乗じて得た金額(以下、「基本料金割引額」という。)を差引きした金額と電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金(ただし、東北管内のみなし小売電気事業者が定める電気標準約款〔高圧〕とする。)を、1ヵ月毎に発注者に請求するものとし、発注者等は受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に支払うものとする。

(遅延利息)

第12条 発注者等は自己の責に帰すべき理由により前条の約定期間内に請求金額を支払わなかった場合は、期間満了の日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、請求金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき算定した率(年2.5%)を乗じて計算した金額を、遅延利息として速やかに受注者に支払うものとする。ただし、遅延利息の額が100円未満の場合は支払を要しないものとし、また、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(機密の保持)

第13条 発注者及び受注者は、この契約の履行に際して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。これは、本契約終了後も継続するが、発注者及び受注者の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第14条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が発注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法

第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)

- 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3. 0 % の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（契約不適合責任）

- 第 15 条 発注者は、契約電力の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 契約電力の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第 16 条 発注者は、納入が完了するまでの間は、次条又は第 20 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 17 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、契約電力を供給しないとき。
- 二 契約期間内に供給を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第 14 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- 四 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第 18 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 6 条の規定に違反して債権を譲渡したとき。
- 二 この契約電力を供給させることができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者がこの契約電力の供給の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の供給が不能である場合又は受注者がその債務の一部の供給を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 五 契約電力の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に供給しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が供給をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる供給がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に当該契約債権を譲渡したとき。
- 八 第 19 条又は第 20 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 受注者が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- ロ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第19条 第17条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその供給の催告をし、その期間内に供給がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第21条 受注者は、第4条第3項の規定により契約内容を変更したため契約金額が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第22条 第20条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第23条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に供給を完了することができないとき。

- 二 この契約電力に契約不適合があるとき。
 - 三 第17条又は第18条の規定により、契約電力供給後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った供給をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第17条又は第18条の規定により契約電力の供給前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 契約電力の供給前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、契約金額から部分引渡しを受けた部分に相応する業務料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額とする。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第24条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
 - 三 第20条又は第21条の規定により、契約電力の供給後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行

が不能であるとき。

(相殺等)

第 25 条 この契約により、発注者が受注者から取得すべき遅滞金若しくは違約金等、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により、相殺を行ってもなお発注者において取得金がある場合、又は、発注者が遅滞金又は違約金を徴収する場合には、受注者は発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は発注者に対して遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金、又は違約金が 1,000 円未満の場合には、この限りではない。

3 前項の遅延利息の額は、約定期間満了日の翌日から起算して支払い当日までの日数に応じ、契約金額に対し、年利 3.0% の割合で算定する。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等、発注者の責によらない事由により支払のできなかった日数は、約定期間に算入せず、又、遅延利息を支払う日数には、これを含まないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(紛争の解決)

第 26 条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合、その他この契約に関して発注者及び受注者の間に紛争が生じた場合には、両者の協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(協議)

第 27 条 本契約について疑義が生じたときは、また、本契約に記載のない事項については、受注者の定める電気標準約款〔高圧〕及び電気供給実施要綱（高圧）業務用電力によるほか、発注者と受注者が協議して解決するものとする。

(紛争の処理)

第 28 条 この契約に関する訴訟は、仙台地方裁判所を管轄裁判所として行うものとする。

仕 様 書

1. 件 名

宮城運輸支局他で使用する電気の購入

Electricity to use in Miyagi transportation branch office others

2. 概 要

- (1) 需要場所 別紙のとおり
- (2) 業種及び用途 官公署（事務所）

3. 仕 様

- (1) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電力を供給することとし、その電力は再生可能エネルギー比率60%以上とすること。また、その環境価値について、東北運輸局（以下「甲」という。）に移転したこととし、いかなる第三者へも移転しないこと。

※参照「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/sites/re100/files/2023-02/RE100%20technical%20criteria%20%2B%20appendices%20%28Japanese%29.pdf>

- (2) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、標準周波数、電気方式

ア 供給電気方式	交流3相3線式
イ 供給電圧（標準電圧）	6,000ボルト
ウ 標準周波数	50ヘルツ
エ 電気方式	1回線受電

- (3) 予定契約電力及び予定使用電力量

ア 予定契約電力	別紙のとおり
	各月の契約電力は、その月の最大需要電力と前11ヵ月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
イ 予定使用電力量	別紙のとおり

- (4) 使用期間

自 令和7年4月1日 午前0時 至 令和8年3月31日 午後12時

- (5) 電力量の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	通信検針
電力量計の構成	電力需給用複合計器（通信機能付） （仙台第四合同庁舎のみ以下のとおり） 電力需給用複合計器（精密級） HM3EF-R型 東北計器工業(株) 計器定数 1000pulse/kws 1000pulse/kvars VCT:6600/110V 50/5A

- (6) 供給地点

需要場所における東北運輸局の施設した第1号柱上の開閉器電源側接続点と東北電力株式会社の架空引込線の接続点。
（仙台第四合同庁舎のみ以下のとおり）
構内引き込み第1柱に施設した気中開閉器の電源接続点。

- (7) 電気工作物の財産分界点

供給地点に同じ

- (8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ

- (9) 計量日は、原則として各月の1日 0:00(以下「計量日」という。)とし、1ヶ月毎に請求すること。

4. その他

- (1) 力率は、進相コンデンサを設置し使用期間中100%を保持する予定である。
- (2) 力率の変動、燃料費の価格変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、東北管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件等による。
- (3) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に保有していない。
- (4) 非常用自家発電設備は、以下で有している。
仙台第四合同庁舎 250kVA 1台
- (5) 太陽光発電装置は以下で有している。
福島運輸支局 15kw 1台
仙台第四合同庁舎 15kw、系統連携有り 1台
- (6) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力及び最大需用電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (7) 再生可能エネルギー電気の確認資料
電力供給者(以下「乙」という。)は、契約年度における電力供給が終了後翌月10日までに、供給元電源情報及び供給電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料として、別紙4を甲に送付すること。また、再生可能エネルギー電気の供給に用いた証書の写しを別紙4提出後、甲乙協議により定めた期間内に提出すること。
なお、提出された証書の写しに記載されている情報が2.仕様を満たしていない場合、乙は、2.仕様を満たす証書を追加で購入し、その証書の写しを甲に提出する等により補修すること。

需要場所及び所在地	契約種別	令和6年9月現在の 当月契約電力 (単位:kWh)	供給電圧 (計量電圧) (単位:V)	区分	年間使用量電力 (単位:kWh)	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
宮城運輸支局 宮城県仙台市宮城野区扇町3丁目3-15	業務用	117	6,000	宮城運輸支局	90,765	5,866	6,366	8,158	8,018	7,771	8,404	5,981	5,542	7,377	8,687	9,814	8,781	
				東北検査部	136,028	8,113	9,068	12,176	13,618	12,640	12,942	9,131	7,971	9,828	13,211	14,846	12,484	
				その他	990	0	2	48	71	0	33	836	0	0	0	0	0	0
				計	227,783	13,979	15,436	20,382	21,707	20,411	21,379	15,948	13,513	17,205	21,898	24,660	21,265	
青森運輸支局 青森県青森市大字浜田字豊田139-13	業務用	131	6,000	青森運輸支局	65,462	2,637	4,663	8,517	6,832	7,100	6,106	3,837	2,369	3,619	6,920	8,235	4,627	
				青森事務所	169,036	8,873	11,407	21,224	25,587	21,693	16,374	10,240	8,911	9,608	11,253	12,507	11,359	
				その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				計	234,498	11,510	16,070	29,741	32,419	28,793	22,480	14,077	11,280	13,227	18,173	20,742	15,986	
八戸自動車検査登録事務所 青森県八戸市桔梗野工業団地二丁目12-12	業務用	41	6,000	八戸自動車検査登録事務所	31,808	1,745	2,738	3,619	3,363	3,324	3,365	2,120	1,496	1,954	2,604	3,160	2,320	
				八戸事務所	60,384	3,959	4,830	6,176	7,188	6,294	5,999	4,527	4,041	3,967	4,421	4,820	4,162	
				その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				計	92,192	5,704	7,568	9,795	10,551	9,618	9,364	6,647	5,537	5,921	7,025	7,980	6,482	
岩手運輸支局 岩手県紫波郡矢巾町流通センター南2丁目8-5	業務用	101	6,000	岩手運輸支局	59,541	3,457	4,180	6,484	6,354	6,008	5,908	4,123	3,105	4,608	5,476	5,511	4,327	
				岩手事務所	111,502	5,764	7,240	12,645	15,109	14,175	11,501	6,331	5,461	5,801	8,854	10,871	7,750	
				その他	851	125	181	65	38	0	0	0	0	17	115	230	80	
				計	171,894	9,346	11,601	19,194	21,501	20,183	17,409	10,454	8,566	10,426	14,445	16,612	12,157	
秋田運輸支局 秋田県秋田市泉字登木74-3	業務用	84	6,000	秋田運輸支局	78,971	4,421	5,688	7,235	6,475	6,557	6,396	5,024	3,622	5,168	10,033	11,200	7,152	
				秋田事務所	64,050	4,558	5,514	6,264	6,326	5,547	6,891	4,530	4,457	4,521	5,449	5,460	4,533	
				その他	1,280	0	0	0	0	0	824	0	0	0	0	0	456	
				計	144,301	8,979	11,202	13,499	12,801	12,104	14,111	9,554	8,079	9,689	15,482	16,660	12,141	
山形運輸支局 山形県山形市大字漆山字行段1422-1	業務用	57	6,000	山形運輸支局	27,189	2,157	2,174	2,530	2,660	2,544	2,644	2,213	2,003	2,066	2,074	2,110	2,014	
				山形事務所	85,806	4,452	6,468	8,631	9,073	8,654	8,382	5,633	4,052	6,584	8,212	9,043	6,622	
				その他	35	13	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				計	113,030	6,622	8,664	11,161	11,733	11,198	11,026	7,846	6,055	8,650	10,286	11,153	8,636	
庄内自動車検査登録事務所 山形県東田川郡三川町大字押切新田字歌枕3	業務用	42	6,000	庄内自動車検査登録事務所	25,191	1,325	1,787	2,990	3,083	2,621	2,417	1,686	1,240	1,353	2,361	2,611	1,717	
				庄内事務所	53,164	3,067	3,616	5,238	6,921	6,169	5,019	3,832	3,434	3,295	4,195	4,497	3,881	
				その他	127	86	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				計	78,482	4,478	5,444	8,228	10,004	8,790	7,436	5,518	4,674	4,648	6,556	7,108	5,598	
福島運輸支局 福島県福島市吉倉字吉田54	業務用	77	6,000	福島運輸支局	67,306	4,985	5,079	6,009	6,448	5,898	5,773	4,267	4,070	5,456	6,419	6,936	5,966	
				福島事務所	82,280	4,841	5,093	6,587	6,114	14,617	6,441	4,904	4,628	6,230	7,618	8,123	7,084	
				その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				計	149,586	9,826	10,172	12,596	12,562	20,515	12,214	9,171	8,698	11,686	14,037	15,059	13,050	
いわき自動車検査登録事務所 福島県いわき市内郷綴町字舟場1-135	業務用	36	6,000	いわき自動車検査登録事務所	33,830	1,856	2,609	3,244	4,190	3,354	3,265	1,989	1,492	2,441	3,143	3,747	2,500	
				いわき事務所	46,927	3,066	3,297	4,381	4,695	4,128	4,199	3,469	3,196	3,505	4,272	4,184	4,535	
				その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				計	80,757	4,922	5,906	7,625	8,885	7,482	7,464	5,458	4,688	5,946	7,415	7,931	7,035	
管内合計		686		東北運輸局合計	480,063	28,449	35,284	48,786	47,423	45,177	44,278	31,240	24,939	34,042	47,717	53,324	39,404	
				独立行政法人自動車技術総合機構合計	809,177	46,693	56,533	83,322	94,631	93,917	77,748	52,597	46,151	53,339	67,485	74,351	62,410	
				その他合計	3,283	224	246	113	109	0	857	836	0	17	115	230	536	
				合計	1,292,523	75,366	92,063	132,221	142,163	139,094	122,883	84,673	71,090	87,398	115,317	127,905	102,350	
仙台第四合同庁舎 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地	業務用	308	6,000	仙台第4合同庁舎	661,333	49,595	48,515	54,847	56,590	53,782	57,032	49,150	45,013	54,763	63,544	69,733	58,769	
合計		994		1,953,856	124,961	140,578	187,068	198,753	192,876	179,915	133,823	116,103	142,161	178,861	197,638	161,119		

※各月使用電力量は令和1年10月から令和6年9月までの 5年間の平均電力使用量 を取りまとめたものである。